

犯罪の被害に遭われた方や
そのご家族・ご遺族を支援し、

安心して暮らせる
地域社会の実現のために

熊本市 犯罪被害者等 支援条例

を制定しました

【令和5年9月27日施行】



理念

〔第3条〕

- 犯罪被害者等(*)の尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて、社会から孤立することのないよう配慮し支援が行われること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること

責務

〔第4,5条〕

市の責務

- 支援策を策定し総合的・計画的に実施する

市民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 二次被害が生じないように配慮する
- 市の支援策に協力する

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解する
- 勤務環境に配慮するとともに、二次被害が生じないように配慮する
- 市の支援策に協力する

支援等

〔第8-14条〕

- 相談及び情報の提供等
- 経済的負担の軽減
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 個人情報の取扱いについての配慮
- 居住の安定
- 未成年者への配慮
- 市民及び事業者の理解の促進

(*)犯罪被害者等・犯罪被害に遭われた方や、そのご家族・ご遺族

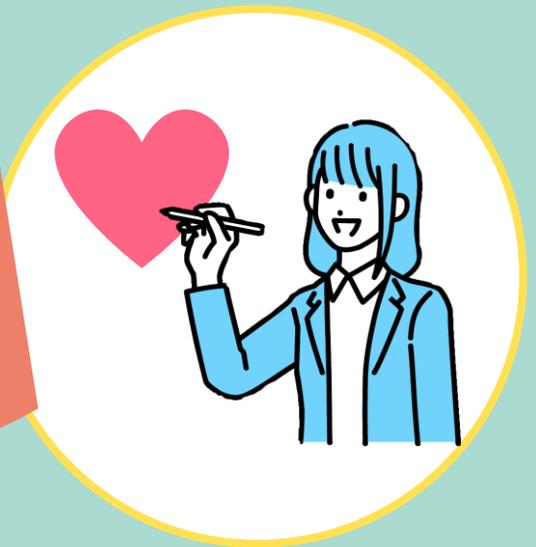
熊本市 生活安全課 096-328-2397

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

条例HP



わたしたちにできる 犯罪被害者等支援 ってなんだろう？



犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も様々な問題を抱えることが多くあります。一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちにできることを考えてみましょう。

1

事件後の問題...

事件による直接的な被害以外にも様々な問題が降りかかることが少なくありません。

- 心身の不調
- 予期せぬ経済負担
- 就労・収入への影響
- 精神的・時間的な負担 など

2

“二次被害”とは？

直接的な被害を受けた後に、周囲の言動等から受ける精神的苦痛等をいいます。

- 近所や職場でのうわさ、誹謗、中傷、偏見
- 周囲からの無神経な言動
- メディアの過剰取材
- SNSによるプライバシーの拡散 など



周囲の人たちの理解と配慮が大切

それぞれの状況に応じた、寄り添った対応が必要です

市民の皆さまができること

(例)

- 挨拶など普段通りに接する
- 求められたときに話し相手になる
- 無責任なうわさ話はしない など

事業者の皆さまができること

(例)

- 従業員の休暇取得や業務量の調整等の配慮
- 従業員対象の啓発や研修 など

警察庁HP

みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと

